

井原市障害福祉計画（第7期）
井原市障害児福祉計画（第3期）

～地域で共に暮らし、支え合う、共生社会の実現～

令和6年3月
岡山県井原市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の目標	4

第2章 障害者の状況

1 人口の状況	6
(1) 人口ピラミッド	6
(2) 年齢3区分人口の推移	7
2 障害者の状況	8
(1) 総人口と障害者手帳所持者数の推移	8
(2) 身体障害者の状況	9
(3) 知的障害者の状況	12
(4) 精神障害者の状況	14
(5) 難病（特定疾患）の状況	16
(6) 特別支援学級の児童生徒の状況	17

第3章 前回計画の進捗状況

1 障害福祉計画（第6期）の進捗状況	18
(1) 成果目標	18
(2) 障害福祉サービスの見込量と実績	25
① 訪問系サービス	
② 日中活動系サービス	
③ 居住系サービス	
(3) 相談支援の見込量と実績	27
(4) 地域生活支援事業の見込量と実績	28
① 必須事業	
② 任意事業	
2 障害児福祉計画（第2期）の進捗状況	32
(1) 成果目標	32
(2) 障害児通所支援等の見込量と実績	35

第4章 井原市障害福祉計画（第7期）・井原市障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標の設定	36
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
成果目標3 地域生活支援の充実	39
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	40
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等	42
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	44
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	46
2 活動指標の設定	47
(1) 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	47
① 訪問系サービス	
② 日中活動系サービス	
③ 居住系サービス	
④ 相談支援	
(2) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	55
① 必須事業	
② 任意事業	
(3) 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	59
3 障害福祉計画等の進行管理について	61

資料編

1 井原市障害福祉計画（第7期） ・井原市障害児福祉計画（第3期）策定の推進体制	63
2 井原市障害者施策推進協議会条例	64
3 井原市障害者施策推進協議会委員名簿	65
4 井原市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱	66

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定が義務づけられています。

本市では、平成12年3月に「井原市障害者福祉計画」を策定して以来、「障害のある人の自立と社会参加」を目標に、総合的・計画的に障害者施策に取り組んできました。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を定めることとし、第1期から第6期までの障害福祉計画及び第1期から第2期までの障害児福祉計画を3か年ごとに策定し、計画的に施策を推進してきました。

このたび、前計画を引き継ぎ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体のものとして、「井原市障害福祉計画（第7期）」及び「井原市障害児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定し、支援の提供体制の確保や円滑な実施に向け、取組をさらに推進しようとするものです。

＜障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）に係る国の基本的指針＞

項 目	基本的な考え方
<p>基本的理念</p>	<p>障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ● 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ● 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ● 地域共生社会の実現に向けた取組 ● 障害児の健やかな育成のための発達支援 ● 障害福祉人材の確保・定着 ● 障害者の社会参加を支える取組
<p>障害福祉サービスの提供体制の確保</p>	<p>基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 ● 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 ● グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ● 福祉施設から一般就労への移行等の推進 等
<p>相談支援の提供体制の確保</p>	<p>障害者等及びその家族が抱える総合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関の連携に努めることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実・強化 ● 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ● 発達障害者等に対する支援 ● 「地域づくり」に向けた協議会の活性化 等
<p>障害児支援の提供体制の確保</p>	<p>関係機関との連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターの中核的な支援機能の強化 ● 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ● 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 等

2 計画の位置づけ

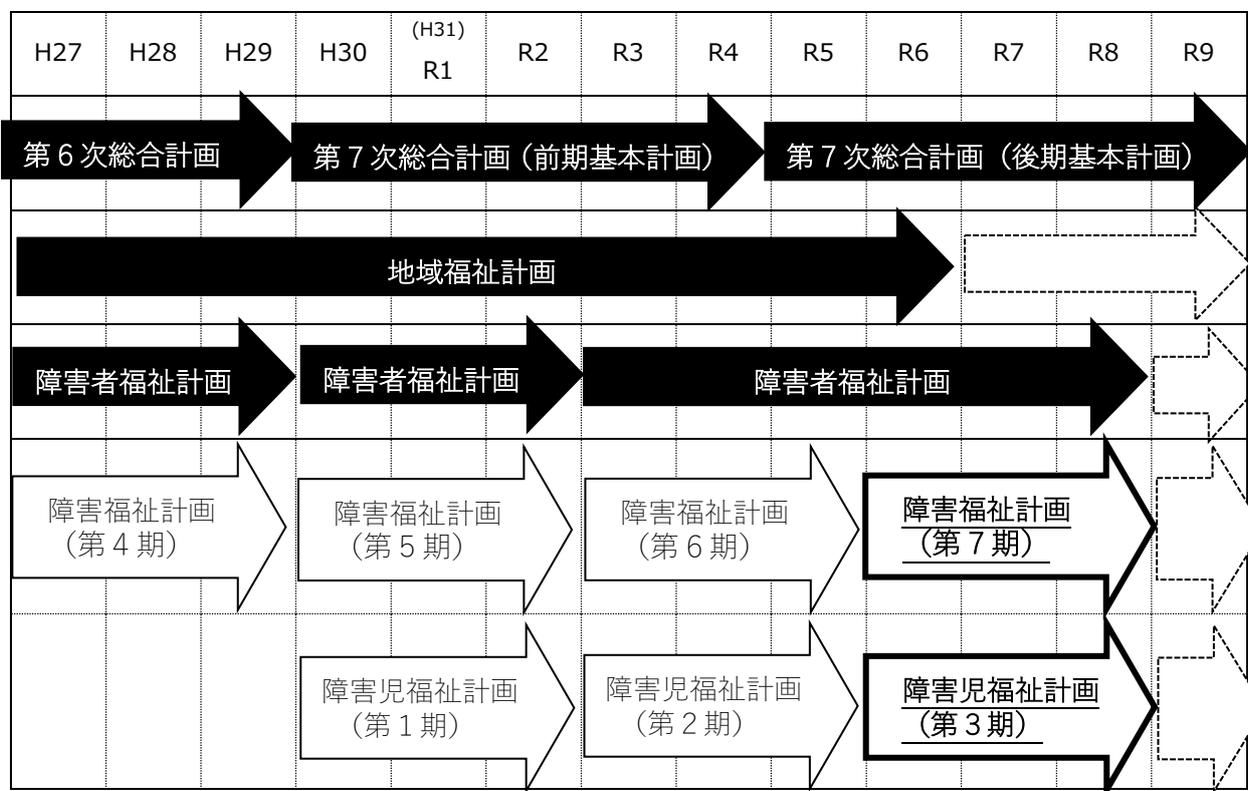
障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、井原市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定めるもので、井原市では障害福祉計画と一体的に策定します。

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「岡山県障害者計画」「岡山県障害福祉計画」「岡山県障害児福祉計画」を踏まえ、本市の上位計画となる「井原市第7次総合計画」、「井原市地域福祉計画」など関連する計画との整合・調整を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針で定めるとおり3年間とし、令和3年度から令和5年度に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までとします。



4 計画の目標

国の基本指針では、令和8年度末を目標年度として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標が示されています。下表の項目ごとに、本市の現状等を踏まえ、本市の目標や活動指標を設定します。

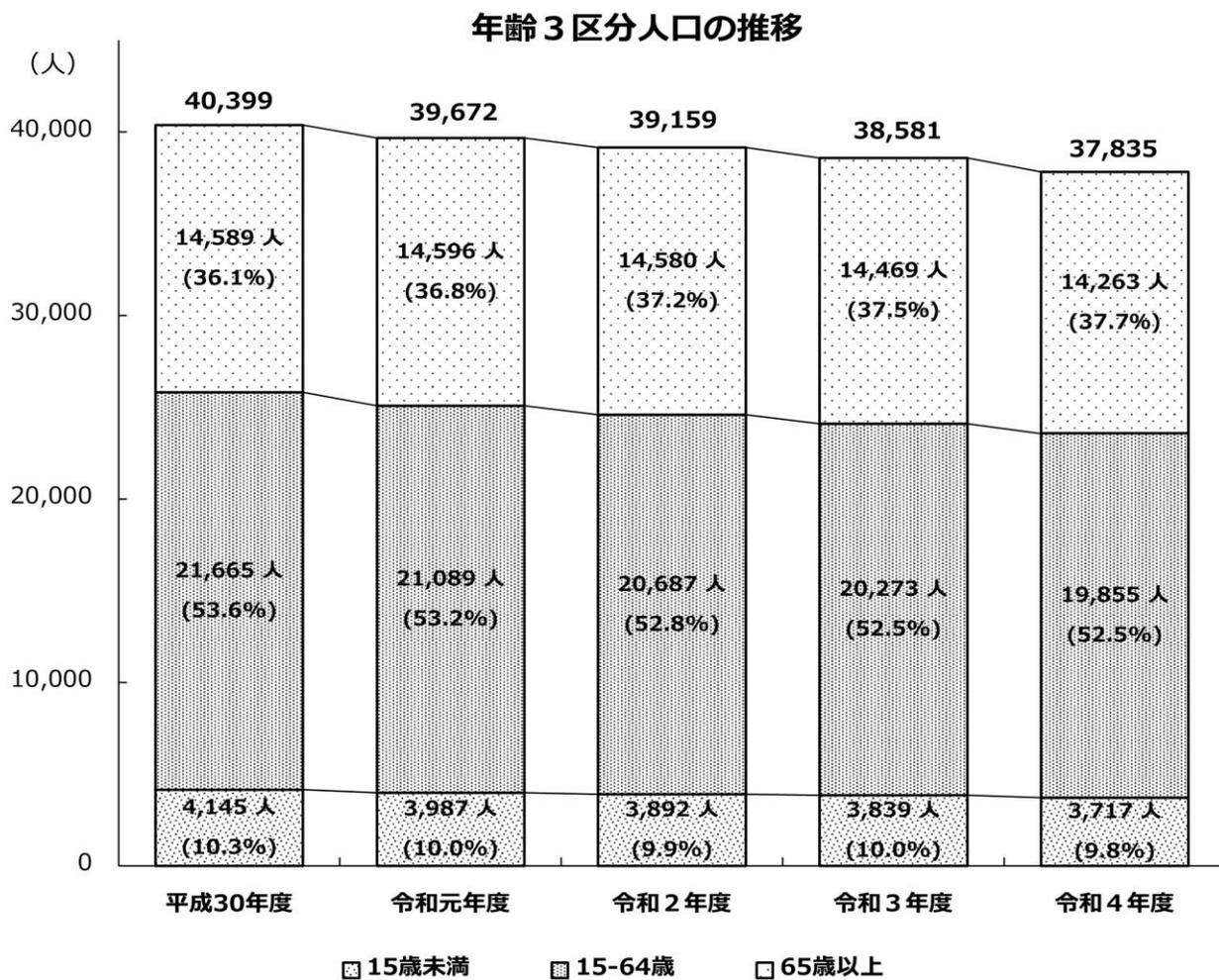
<国の基本指針に示されている市町村の目標>

項	目	目 標 値
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	①施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末に施設に入所している者が、令和8年度末までに6%以上地域生活に移行
	②施設入所者数の削減	令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	※成果目標は都道府県が実施主体のため、活動指標のみ設定
3	地域生活支援の充実	
	①地域生活支援の充実	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備し、機能充実のためコーディネーターを配置し、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施する【一部新規】
	②強度行動障害を有する者への支援体制の充実	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者を支援する者の支援ニーズを把握した支援体制を整備する【新規】
4	福祉施設から一般就労への移行等	
	①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に一般就労する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上 ・就労移行支援については、令和3年度の移行実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型については、令和3年度の移行実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型については、令和3年度の移行実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上【新規】

	②一般就労後の定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末における就労定着支援事業の利用者を令和3年度の利用実績の1.41倍以上 ・令和8年度末における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上【新規】
5 障害児支援の提供体制の整備等		
	①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する ・令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
	②重症心身障害児・医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する ・令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
6	相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、総合的な相談支援の実施と相談支援体制の強化を図る体制を確保する【一部新規】 ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する【新規】
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築する

(2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口の推移をみると、「15歳未満」「15～64歳」の人口は減少傾向にあります。「65歳以上」も減少傾向にあるものの、全体に占める割合は令和5年3月31日現在で37.7%と4割に近づいています。

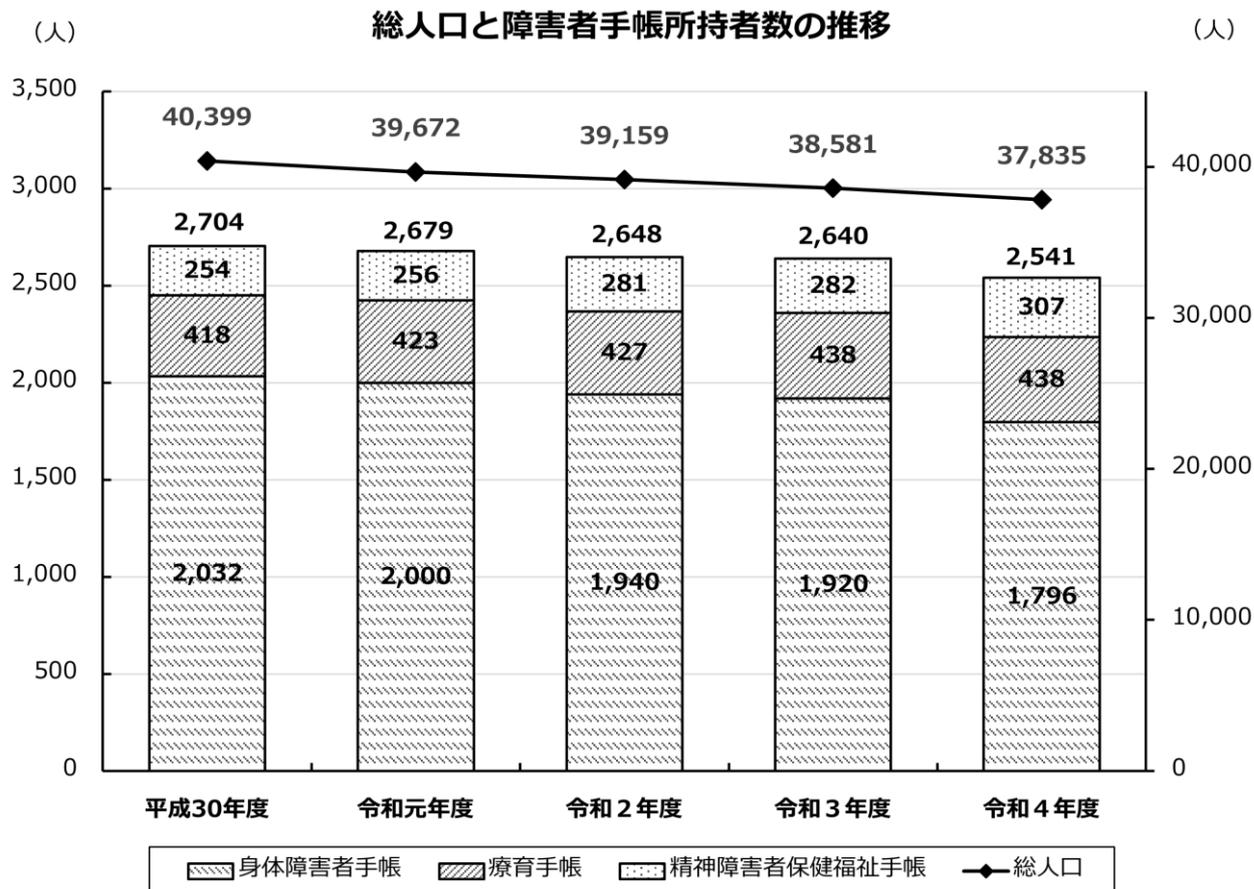


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 障害者の状況

(1) 総人口と障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和5年3月31日現在において2,541人となっています。総人口が減少を続ける中、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

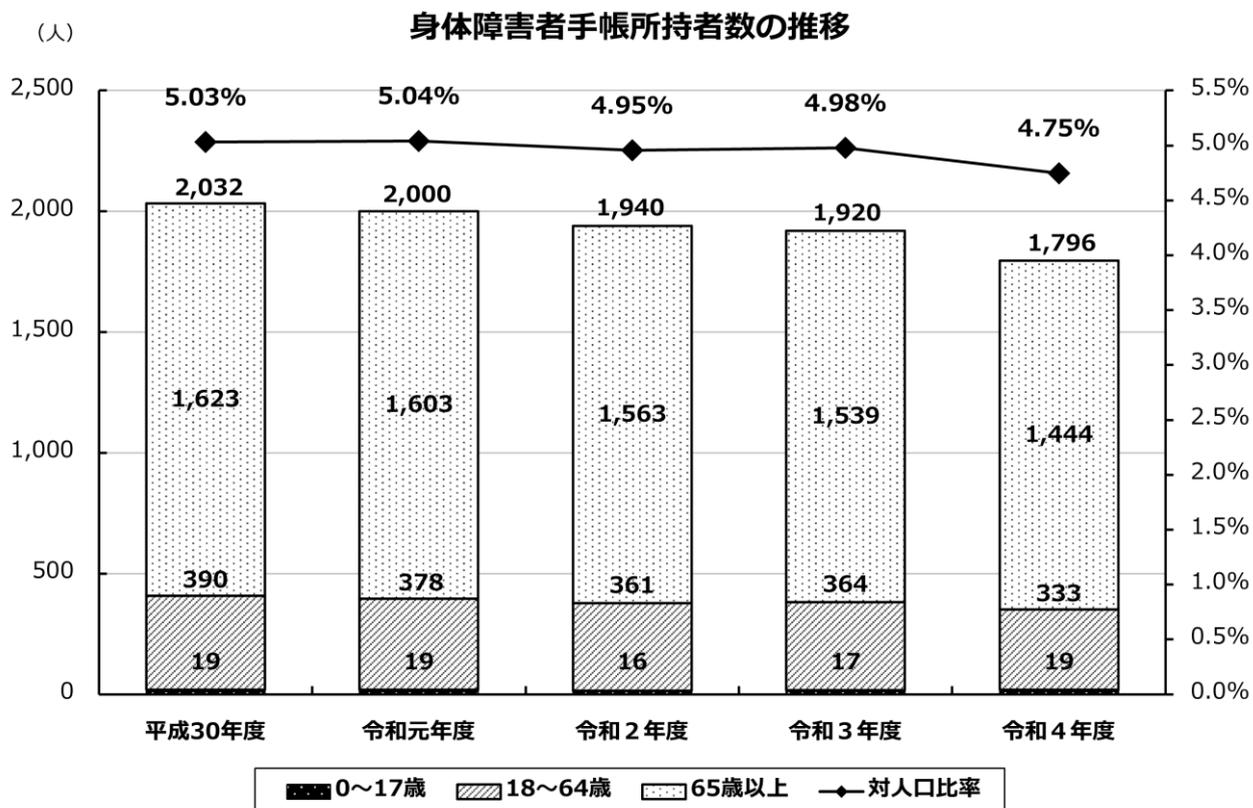


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害者手帳所持者数	2,704	2,679	2,648	2,640	2,541
住民基本台帳人口	40,399	39,672	39,159	38,581	37,835
人口に占める障害者手帳所持者の割合	6.69%	6.75%	6.76%	6.84%	6.72%

※資料：住民基本台帳・福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者の状況

令和5年3月31日現在、身体障害者手帳所持者の数は1,796人で、対人口比4.75%となっています。平成30年度からの4年間で236人減少しています。

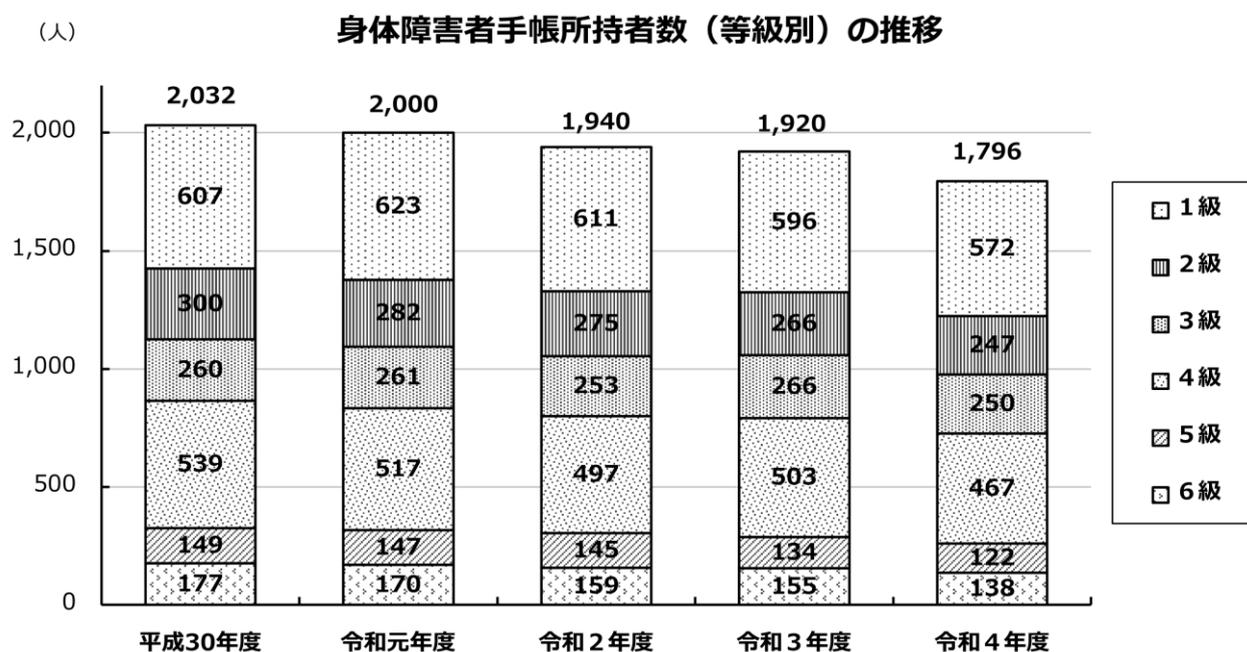


年齢別にみると、「18歳未満」が19人、1.1%、「18歳以上65歳未満」が333人、18.5%、「65歳以上」が1,444人、80.4%と高齢者の割合が高くなっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	19	19	16	17	19
18歳以上64歳未満	390	378	361	364	333
65歳以上	1,623	1,603	1,563	1,539	1,444
合計	2,032	2,000	1,940	1,920	1,796

※資料：福祉課（各年度3月31日現在）

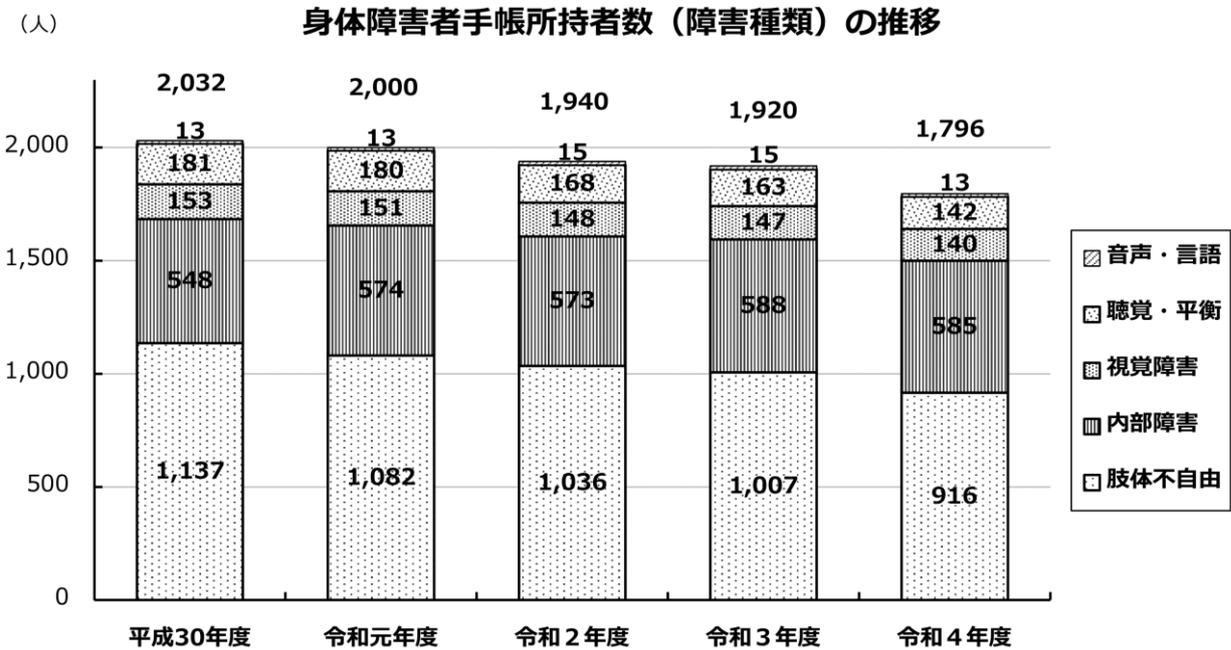
等級別にみると、令和4年度では「1級」が572人、31.8%と最も多く、次いで「4級」が467人、26.0%となっています。



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	607	623	611	596	572
2 級	300	282	275	266	247
3 級	260	261	253	266	250
4 級	539	517	497	503	467
5 級	149	147	145	134	122
6 級	177	170	159	155	138
合 計	2,032	2,000	1,940	1,920	1,796

※資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

障害種別にみると、令和4年度では「肢体不自由」が916人、51.0%と最も多く、次いで「内部障害」が585人、32.6%となっています。

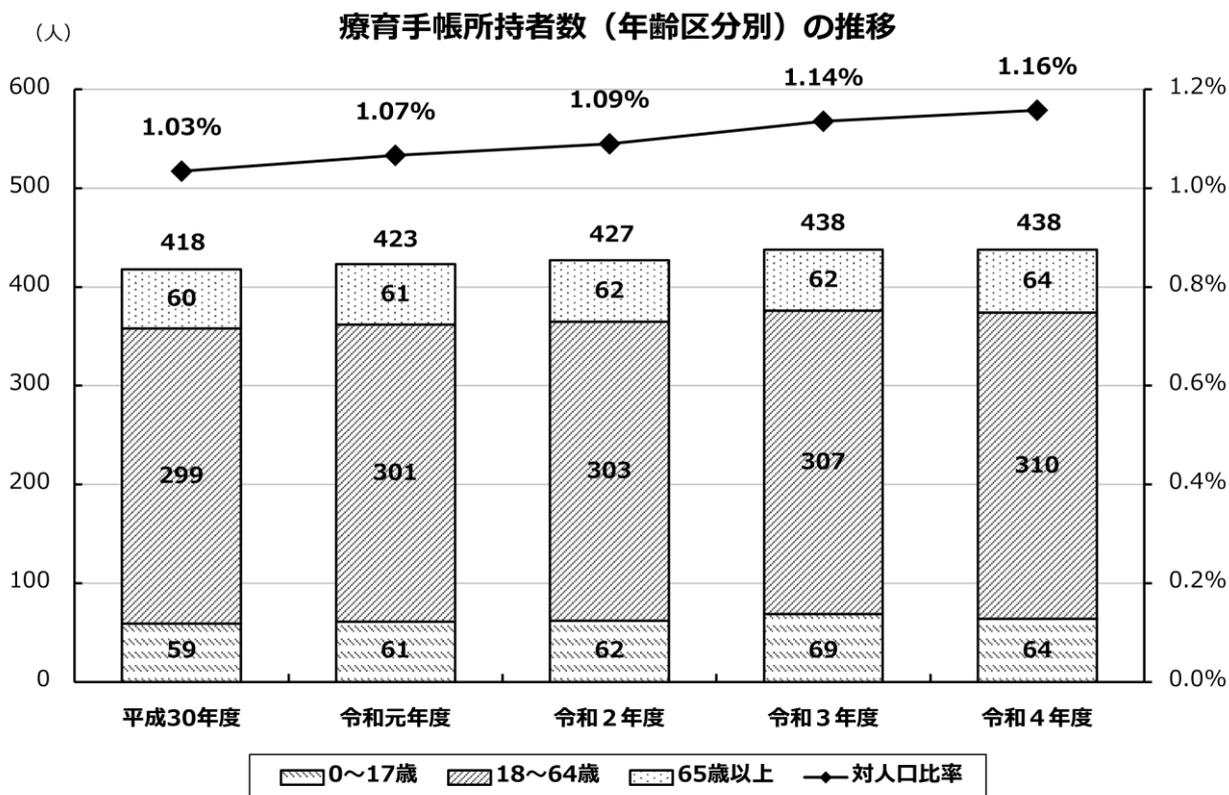


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
音声・言語機能	13	13	15	15	13
聴覚・平衡機能	181	180	168	163	142
視覚障害	153	151	148	147	140
内部障害	548	574	573	588	585
肢体不自由	1,137	1,082	1,036	1,007	916
合 計	2,032	2,000	1,940	1,920	1,796

※資料：福祉課（各年度3月31日現在）

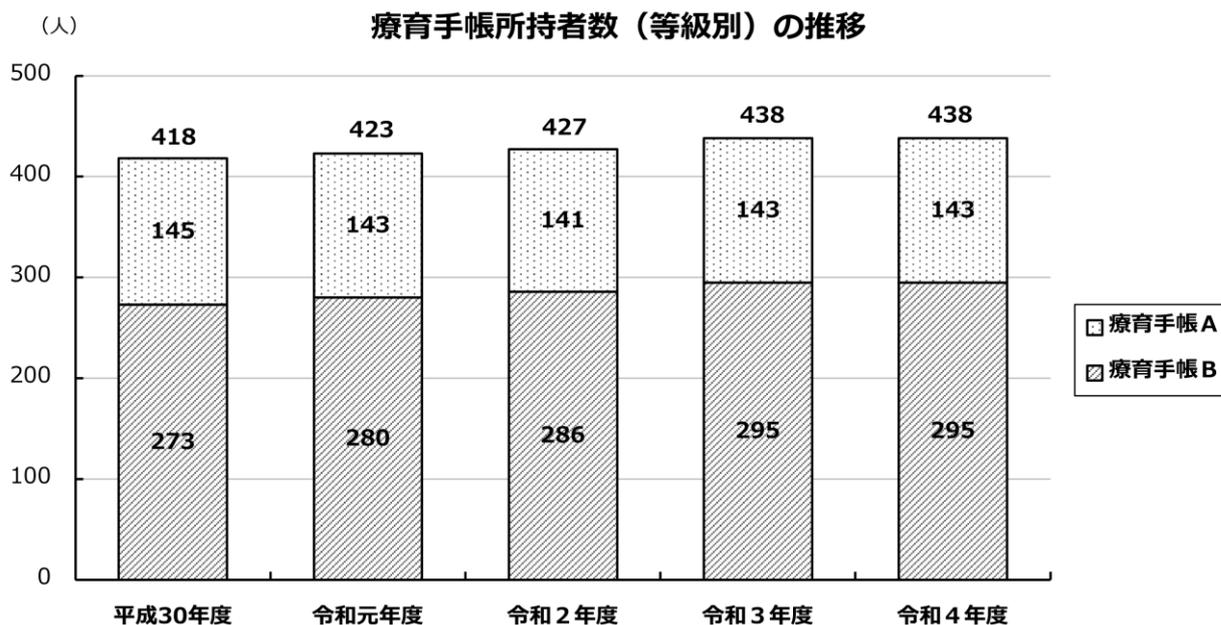
(3) 知的障害者の状況

令和5年3月31日現在、療育手帳所持者の数は438人で、対人口比は1.16%です。平成30年度からの4年間で20人増加しています。



区 分	令和5年3月31日		
	計	療育手帳A	療育手帳B
18歳未満	64人 (14.6%)	21人	43人
18歳以上65歳未満	310人 (70.8%)	100人	210人
65歳以上	64人 (14.6%)	22人	42人
合 計	438人 (100.0%)	143人 (32.6%)	295人 (67.4%)

等級別でみると、療育手帳Aはほぼ横ばいに推移しているのに対し、療育手帳Bは増加傾向にあります。

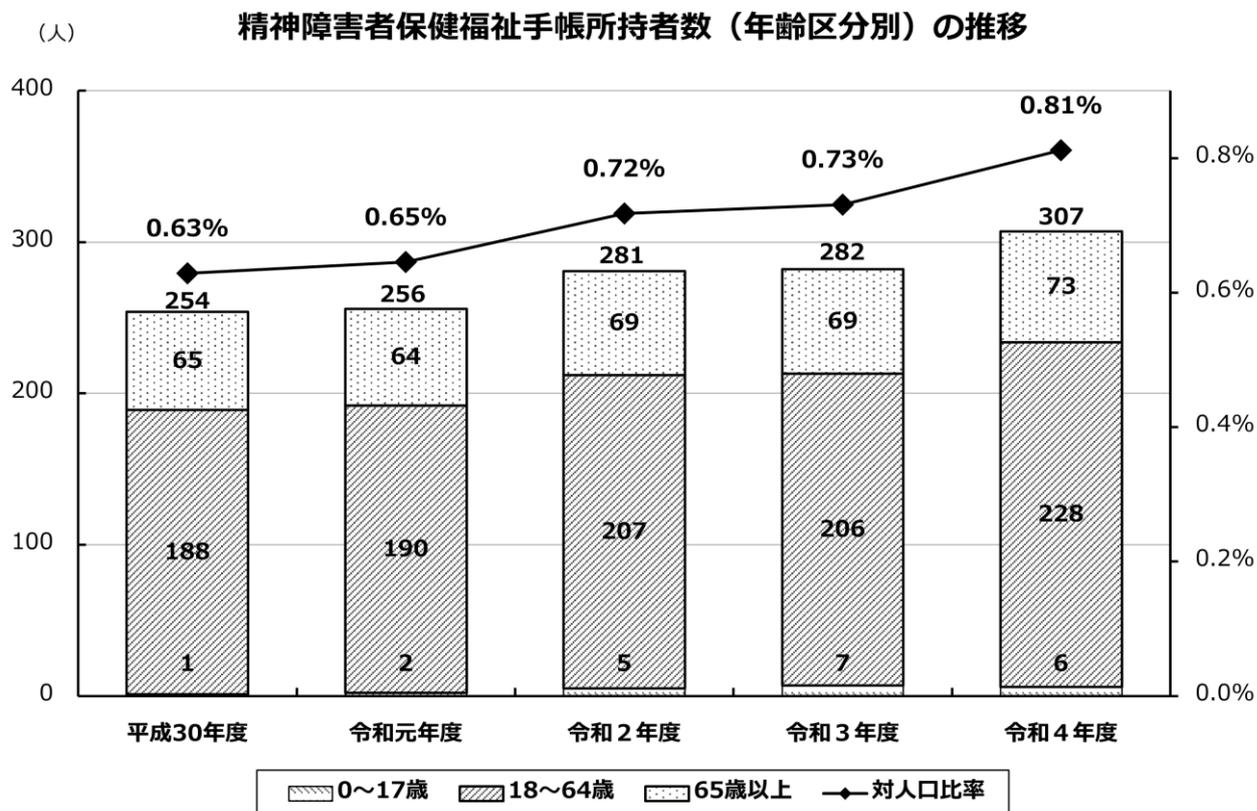


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療育手帳A	145	143	141	143	143
療育手帳B	273	280	286	295	295
合 計	418	423	427	438	438

※資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

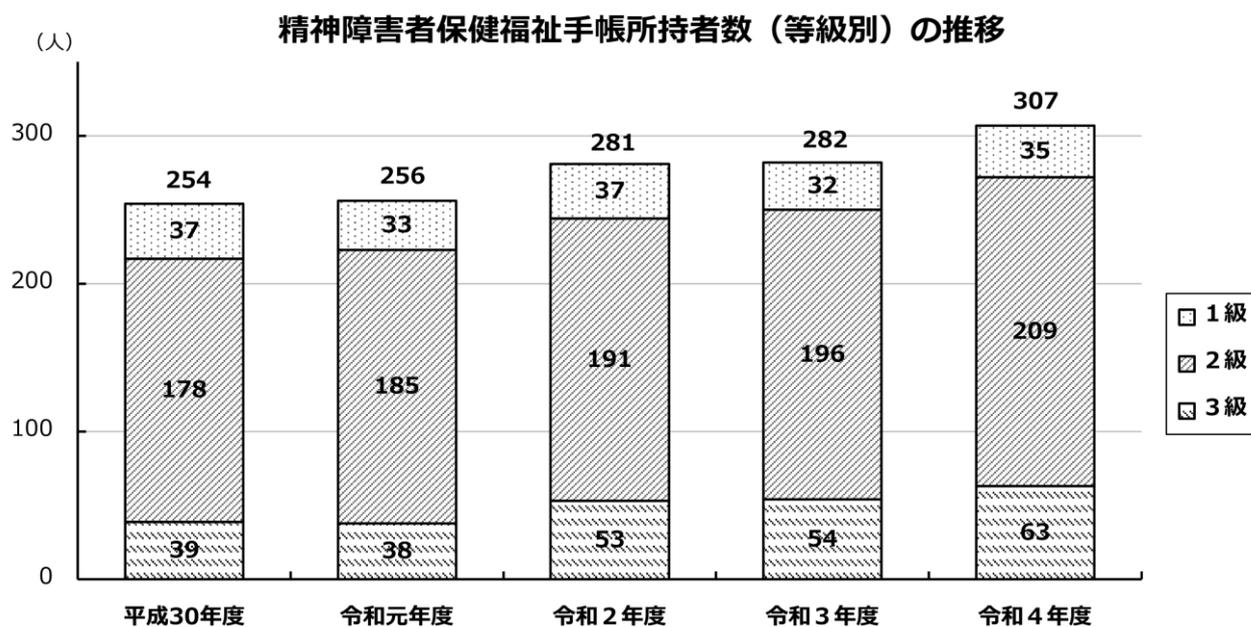
(4) 精神障害者の状況

令和5年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は307人で、対人口比は0.81%です。平成30年度からの4年間で53人増加しています。



区 分	令和5年3月31日			
	計	1級	2級	3級
18歳未満	6人 (2.0%)	1人	3人	2人
18歳以上65歳未満	228人 (74.2%)	12人	159人	57人
65歳以上	73人 (23.8%)	22人	47人	4人
合 計	307人 (100.0%)	35人 (11.4%)	209人 (68.1%)	63人 (20.5%)

等級別でみると、「2級」「3級」は増加傾向がみられ、「1級」は増減を繰り返しながら推移しています。

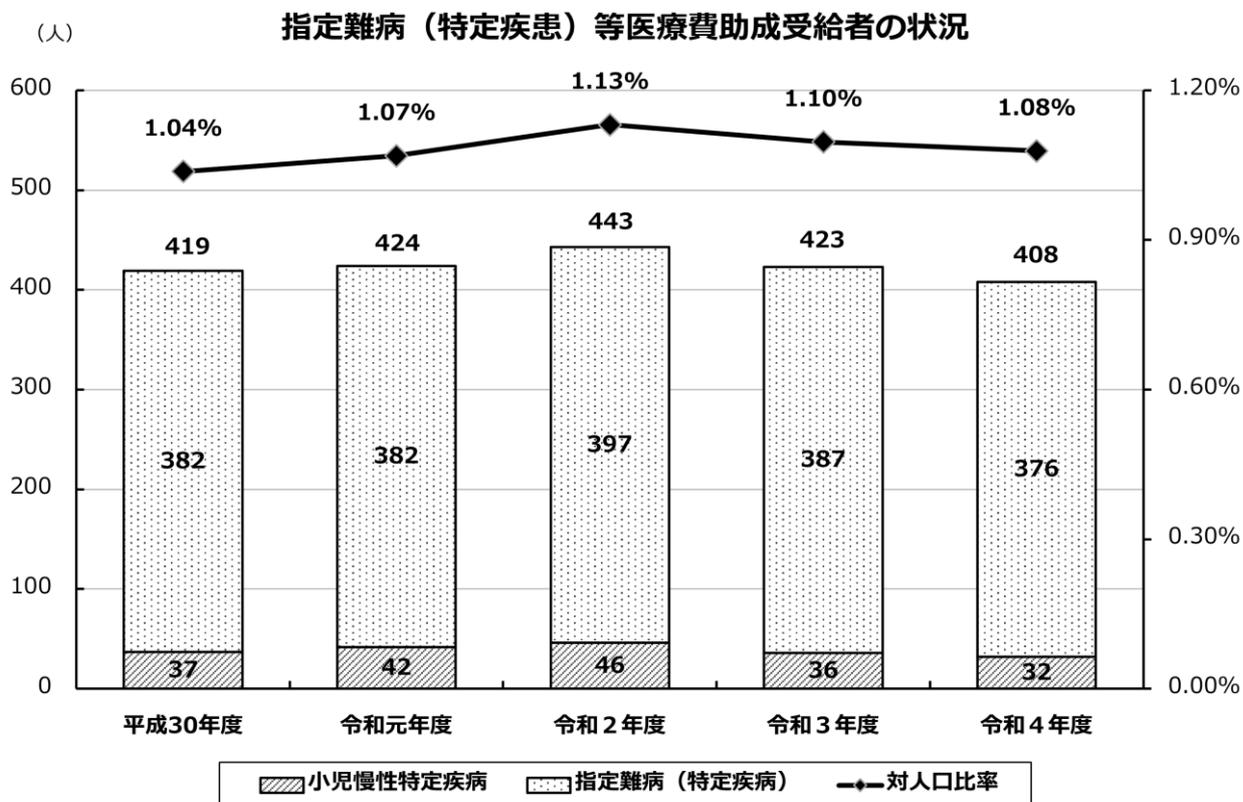


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	37	33	37	32	35
2 級	178	185	191	196	209
3 級	39	38	53	54	63
合 計	254	256	281	282	307

※資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

(5) 難病（特定疾患）の状況

令和5年3月31日現在、特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は376人、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者は32人で、いずれも令和2年度以降減少しています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病（特定疾患）	382	382	397	387	376
小児慢性特定疾病	37	42	46	36	32
人口に占める医療受給者の割合	1.04%	1.07%	1.13%	1.10%	1.08%

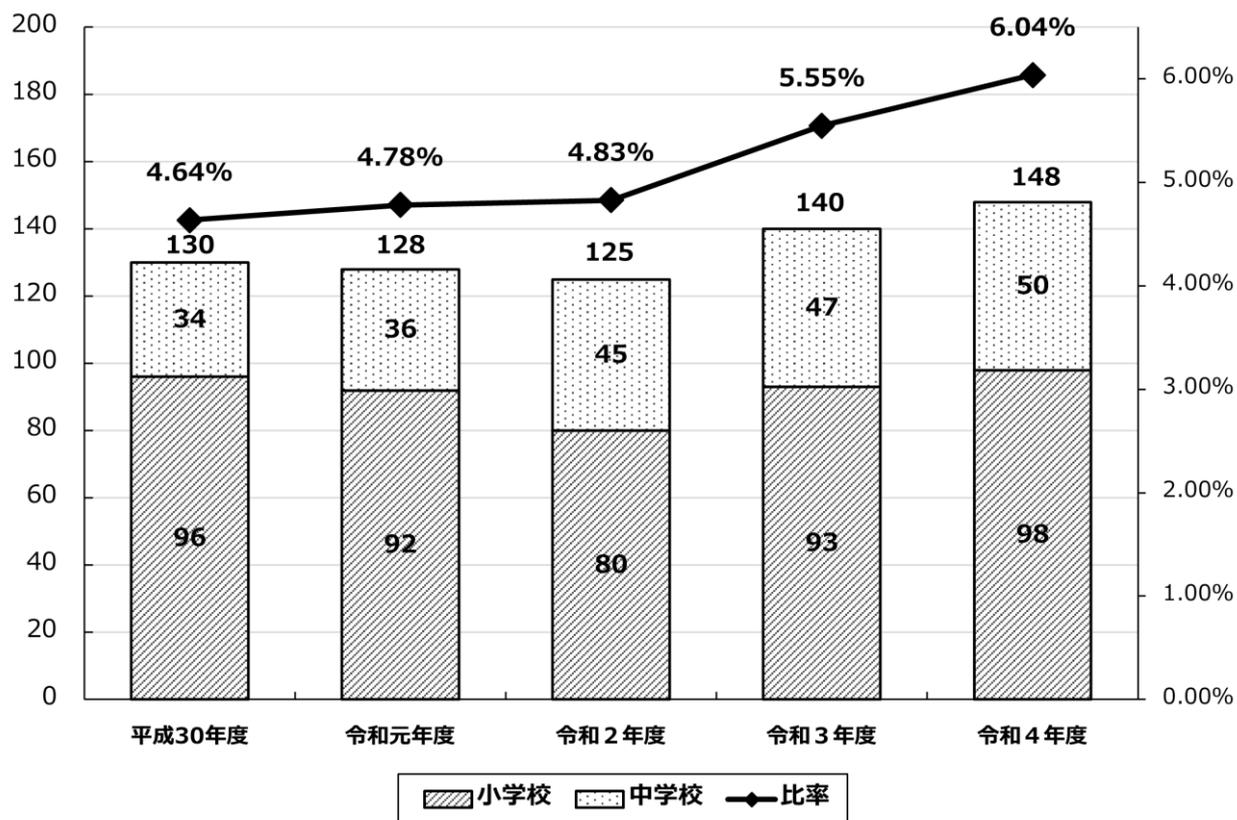
※資料：備中保健所井笠支所（各年度3月31日現在）

(6) 特別支援学級の児童生徒の状況

本市の小中学校児童生徒のうち特別な支援を受けている児童生徒数は、令和4年5月1日現在で、小学生98人、中学生50人となっており、全児童生徒数が減少する中、増加傾向にあります。特別支援教育対象者の全児童生徒に占める割合は、6.04%となっています。

(人)

特別支援学級の児童生徒数の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内小・中学校児童生徒数	2,804	2,677	2,589	2,523	2,451
特別支援学級児童生徒数	130	128	125	140	148
市内小・中学校児童生徒数に占める特別支援学級児童生徒数の割合	4.64%	4.78%	4.83%	5.55%	6.04%

※資料：井原市教育委員会（各年度5月1日現在）

第3章 前回計画の進捗状況

1 障害福祉計画（第6期）の進捗状況

（1）成果目標

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

①施設入所者の地域生活への移行

【計画策定時における目標値】

令和元年度末 施設入所者数	目標値		
	井原市		国の目標値
	地域生活移行者数	移行率	移行率
61人	4人	6.55%	6%以上

【令和4年度末における実績値】

実績値	
地域生活移行者数	移行率
7人（※）	11.47%

※地域生活移行者数実績値（年度内訳） 令和2年度の実績 … 2人
令和3年度の実績 … 3人
令和4年度の実績 … 2人

【進捗状況】

①施設入所者の地域生活への移行

本市においては、令和4年度末までに7人（11.47%）がグループホームに移行したため、移行率の目標は達成しています。

②施設入所者数の削減

【計画策定時における目標値】

令和元年度末 施設入所者数	目標値		
	井原市		国の目標値
	令和5年度末 施設入所者数	削減数	削減率
61人	60人	1人 (1.63%)	1.6%以上

【令和4年度末における実績値】

実績値		
令和4年度末施設入所者数	削減数	削減率
57人	4人	6.55%

【進捗状況】

②施設入所者数の削減

本市においては、令和元年度末の施設入所者数 61 人に対して、令和4年度末は 57 人で 4 人（6.55%）の減少となり、削減率の目標は達成しています。

目標 2 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

市内就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

①就労施設から一般就労への移行

【実績】

項目名	令和元年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	5人 (1.66倍)	4人 (1.30倍)
就労移行支援を利用して一般就労した 人数	0人	1人 (1.00倍)	0人 (1.30倍)
就労継続支援A型を利用して一般就労 した人数	3人	4人 (1.33倍)	4人 (1.26倍)
就労継続支援B型を利用して一般就労 した人数	0人	0人 (0.00倍)	0人 (1.23倍)

【進捗状況】

①就労施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労移行者数は、令和4年度末の実績値は5人となっています。個別では就労継続支援B型事業からの一般就労への移行実績はありませんでしたが、一般就労移行者数の全体数では、目標を達成しています。

②就労定着支援の利用者数及び就労定着率

【実績】

項目名	令和元年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
就労定着支援を利用した人数	0人	0人 (0%)	3人 (70%)
市内就労定着支援事業所数に占める、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	-	0%	70%

【進捗状況】

②就労定着支援の利用者数及び就労定着率

就労定着支援の利用開始から令和4年度中に1年を経過した人のうち、令和5年3月31日時点で一般就労中の人はいませんでした。

障害者が企業等へ一般就労することは、地域で自立して生活するために重要な課題であるため、利用者と企業等のニーズを把握し、よりの確なマッチングができるよう、引き続きハローワーク等の関係機関と連携し、就労の場の確保に取り組む必要があります。

目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等の機能は、次のとおりです。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ④専門的人材の確保・養成（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【実績】

項目名	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
地域生活支援拠点等の設置	無	有
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の 検証及び検討の機会	0回	1回

【進捗状況】

本市では、令和3年10月から、地域において既存の障害福祉サービスを担っている複数の機関と機能連携を図ることによる、面的整備型の地域生活支援拠点等の設置に向けた協議を開始しました。

保健・医療・福祉関係者等により構成されている井原市地域自立支援協議会等の協議の場を用いて、障害の重度化や高齢化が進展する中で、地域で望む生活が継続できるよう、地域生活支援拠点等の5つの機能のうちニーズが高い「相談」及び「緊急時の受け入れ・対応」機能の整備について重点的に協議を行っています。

引き続き、関係機関への情報提供や支援を行い、地域生活支援拠点等の整備や強化を働きかけていきます。

目標 4 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【実績】

項目名	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
総合的・専門的な相談支援（基幹相談支援センター）	有	有
地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30件	－
地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	6件	－
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3件	－

【進捗状況】

井原市総合福祉センターに設置されている井原市障害者相談支援センターにおいて、常時、障害の種別等に関係なく各種ニーズに対応できるよう相談支援を実施しており、さらに専門職員を配置することにより基幹相談支援センターとして相談体制の強化を図っています。

また、市内相談支援事業所の連絡会を開催し、情報共有を図ることで相談支援体制の連携強化に取り組んでいます。

目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針>

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【進捗状況】

本市では、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を継続して実施しています。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、岡山県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員が参加しました。市内障害福祉サービス事業所等へは、基礎知識の習得やスキル向上のため、各種研修会の受講を促しました。

障害福祉サービス事業者等に対する実地指導や県との共催による集団指導を実施し、また不適切な運営等が疑われる場合には監査を行い、適切な措置を講じました。

障害者自立支援審査支払システム等による事業所や関係自治体との共有体制は未整備の状況ですが、システム等による審査を毎月実施し、事業所へ随時連絡を行うほか、エラーの原因や返戻、過誤申立て等について事業所からの問い合わせに対応しています。

(2) 障害福祉サービスの見込量と実績

①訪問系サービス

【訪問系サービスの見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
居宅介護	人/月		50		51		51
	時間/月		550.5		626.0		646.0
重度訪問介護	人/月		0		1		1
	時間/月		0.0		75.0		75.0
同行援護	人/月		4		5		6
	時間/月		23.5		40.5		41.0
行動援護	人/月		0		0		0
	時間/月		0.0		0.0		0.0
重度障害者等 包括支援	人/月		0		0		0
	時間/月		0.0		0.0		0.0
訪問系 サービス全体	人/月	54	54	54	57	54	58
	時間/月	667.0	574.0	667.0	741.5	667.0	762.0

※令和3・4年度実績は各年度の3月分、令和5年度実績は9月分

【利用状況】

訪問系サービスは、これまでの利用実績に基づき利用量を見込んでいましたが、年々増加傾向にあり、実績が見込値を上回っています。行動援護及び重度障害者等包括支援については事業者の参入が進んでいないこともあり利用実績がなく、代わりに、移動支援や重度訪問介護等が利用されています。

②日中活動系サービス

【日中活動系サービスの見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	人/月	125	112	127	103	129	103
	人日/月	2,625	2,321	2,667	2,227	2,709	2,087
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	2	3	3	3	4
	人日/月	55	45	55	70	55	87
就労移行支援	人/月	6	3	6	5	6	3
	人日/月	108	55	108	89	108	60
就労継続支援 (A型)	人/月	40	38	40	40	40	40
	人日/月	840	845	840	877	840	821
就労継続支援 (B型)	人/月	97	88	99	89	101	96
	人日/月	1,940	1,791	1,980	1,809	2,020	1,770
就労定着支援	人/月	3	1	3	1	3	1
療養介護	人/月	9	9	9	9	9	9
短期入所 (医療型)	人/月	2	0	2	1	2	1
	人日/月	10	0	10	1	10	5
短期入所 (福祉型)	人/月	15	6	15	6	15	11
	人日/月	90	21	90	60	90	52

※令和3・4年度実績は各年度の3月分、令和5年度実績は9月分

【利用状況】

就労継続支援事業については、就労継続支援B型事業所の新規開設もあり、概ね見込みどおりの実績となっています。

就労定着支援、療養介護については、利用実績は横ばいとなっています。

短期入所については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業所における利用制限や、利用者の自主的な利用控え等の影響もあり、見込値を下回っています。家族のレスパイト（※）ニーズは高まるものの、利用者の戻りは鈍い状況が続いています。

（※）「休息」「息抜き」「小休止」のこと。在宅で介護を受けている障害のある人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるようにする支援。

③居住系サービス

【居住系サービスの見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	75	68	77	69	79	69
施設入所支援	人/月	60	60	60	57	60	55

※令和3・4年度実績は各年度の3月分、令和5年度実績は9月分

【利用状況】

共同生活援助については、事業所開設に当たっての助成を行い、サービス提供に必要な基盤整備を促進しサービス量の確保に努めました。利用実績は、増加傾向で推移しています。

施設入所支援の利用実績は、地域生活への移行が進み、減少傾向で推移しています。

(3) 相談支援の見込量と実績

【相談支援サービスの見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人/月	85	86	85	73	85	68
地域移行支援	人/月	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人/月	2	0	2	0	2	0

※令和3・4年度実績は各年度の3月分、令和5年度実績は9月分

【利用状況】

計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用が必要な人にサービス等利用計画を提供できるよう、岡山県と連携して研修を実施し、相談支援体制の強化に取り組んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援については、実績が見込値を下回っています。

(4) 地域生活支援事業の見込量と実績

① 必須事業

【必須事業の見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修・啓発事業 (手話出前講座)	件/年	10	5	10	6	10	8
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	-	有	-	有	-	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	-	有	-	有	-	有
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援 事業	人/年	1	2	1	2	1	1
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/年	25	21	25	20	25	20
	件/年	400	456	400	405	400	330
要約筆記者派遣事業	人/年	-	1	-	1	-	1
	件/年	9	15	9	12	9	15
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	5	3	5	3	5	2
在宅療養等支援用具	件/年	6	9	6	4	6	4
情報・意思疎通支援 用具	件/年	10	6	10	5	10	4
排泄管理支援用具	件/年	1,500	1,309	1,500	1,220	1,500	1,200
住宅改修費	件/年	1	1	1	2	1	1

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕員養成研修事業 (基礎講座)	修了人/年	10	3	10	7	10	9
	登録人/年	10	3	10	7	10	9
移動支援事業	人/月	42	23	43	26	44	24
	時間/年	2,142	781	2,193	917	2,244	1,300
地域活動支援センター 事業	か所	3	2	3	2	3	2
	人/月	50	56	50	55	50	52

※令和5年度実績は見込値

【実施状況】

「井原市手話言語条例」が施行され、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及啓発と聴覚障害者理解の促進に努めるため、手話出前講座や人材育成のための意思疎通支援者養成支援事業を実施しました。またヘルプマークや「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の交付を行い、障害者配慮について周知・啓発を図りました。

井原市地域自立支援協議会では、運営会議・専門部会等を年20回程度開催し、地域課題の抽出や課題解決への取組を行っています。基幹相談支援センターは相談機関の中核として、困難ケースへの取組や人材育成、事業所への研修等を行っています。

成年後見制度利用支援事業は、年平均2件の利用があり、サービス利用者および養護者の高齢化が進むにつれて利用は多くなっていくと考えられます。

意思疎通支援事業については、聴覚障害のある人への通院や学校・地域での会合など利用方法は多岐にわたっています。感染症への対応や、手話通訳者の同行が困難な場合に備え、タブレットを用いた遠隔手話サービスを開始しました。

日常生活用具給付事業のうち、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」が減少傾向にあります。引き続き、必要性・緊急性を踏まえながら、適切な利用を促進します。

手話奉仕員養成研修事業については、基礎編と入門編の両方の受講を終えた方を手話奉仕員として登録し、聴覚障害のある方等との交流活動を支援しています。

移動支援事業や地域活動支援センター事業については、地域資源が不足している中で、自立支援給付の代替事業として重要な役割を担っています。

②任意事業

【任意事業の見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
日常生活支援事業							
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4	4	4	4	4	4
	回/年	160	211	160	241	160	210
入浴サービス事業	か所	1	1	1	1	1	0
	人/年	1	1	1	1	1	0
	回/年	64	55	64	26	64	0
日中一時支援事業	か所	18	10	18	11	18	11
	人/年	35	19	35	21	35	23
	回/年	1,015	531	1,015	393	1,015	1,000
社会生活支援事業							
レクリエーション活動等支援事業	回/年	1	0	1	0	1	1
	人/年	190	0	190	0	190	170
芸術文化活動振興事業	回/年	1	1	1	1	1	1
	人/年	110	98	110	111	110	138
点字・声の広報等発行事業	声 人/年	13	13	13	9	13	9
	点字人/年	4	3	4	0	4	0
奉仕員養成研修事業(要約筆記)	修了人/年	2	2	2	0	2	1
	登録人/年	2	2	2	0	2	1
自動車操作訓練費自動車改造費助成事業	操作人/年	1	0	1	0	1	0
	改造人/年	4	2	4	1	4	0
福祉車両購入費助成事業	人/年	1	1	1	3	1	2

※令和5年度実績は見込値

【実施状況】

自宅での入浴が困難な寝たきり等の状態にある身体障害者の支援のため、訪問入浴サービスや入浴サービスを継続して実施しました。訪問入浴サービスは利用回数が年々増加傾向にあり、実績が見込値を上回っています。

日中一時支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、実施か所数及び利用人数ともに、実績が見込値を下回っています。

障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるため、「井原市ふれあいスポーツフェスティバル」や「井原市ふれあいアート展」を開催し、積極的な交流の場を提供しました。

障害特性に配慮したコミュニケーション支援を推進するため、要約筆記奉仕員養成研修事業を実施し、各種イベントにおいて障害者への配慮に努めました。

障害のある人の自立と社会参加を促進する取組として、自動車改造費用等の助成や福祉車両購入費の助成を行いました。

2 障害児福祉計画（第2期）の進捗状況

（1）成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置する。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置する。

【実績】

項目名	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
児童発達支援センターの設置	有 (圏域1か所)	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有 (市内1事業所)	有

【進捗状況】

児童発達支援センターは、障害の重度化・重複化や多様化に対する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援機能を担う施設です。本市においては、井笠圏域に福祉型児童発達支援センターが1か所設置されていることから、現状において整備済みとします。

また、保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。本市においては、平成24年度から保育所等訪問支援を行う事業所が1か所設置されていることから、体制を構築済みとします。

②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保する。

【実績】

項目名	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	有 (圏域2事業所)	有
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有 (市内1事業所)	有

【進捗状況】

本市では、主として重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が1か所開設していますが、その他の事業所では、重症心身障害児等の受入れは極めて困難な状況です。

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の支援が基本報酬で評価される仕組みとなり、受入れが進むよう国の制度改正はされていますが、受入れ困難な状況が続いています。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、健康、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置する。

令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【実績】

項目名	令和4年度 実績	令和5年度 目標値
医療的ケア児等の支援について連携を図るための協議の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	-

(参考)

医療的ケア児等 コーディネーター 養成研修修了者 所属事業所
4事業所

【進捗状況】

本市では、井原市地域自立支援協議会を協議の場とし、重症心身障害児者及び医療的ケア児者に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行っています。今後も引き続き開催し、介助が必要な医療的ケア児等及びその家族が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

令和4年度には、通所できない児童を支援する居宅訪問型児童発達支援事業の事業所が市内に1か所開設され、訪問型支援を提供しました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、県が実施する研修の修了者の把握を行っているものの、コーディネーターとしての明確な位置付けをするには至っていません。

(2) 障害児通所支援等の見込量と実績

【障害児通所支援サービスの見込値と実績値】

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	人/月	70	69	70	56	70	51
	人日/月	420	330	420	292	420	282
放課後等 デイサービス	人/月	132	138	135	144	138	163
	人日/月	924	877	945	1,039	966	1,032
保育所等 訪問支援	人/月	5	3	5	4	5	6
	人日/月	11	7	11	8	11	11
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	2
障害児相談支援	人/月	35	33	35	35	35	26

※令和3・4年度実績は各年度の3月分、令和5年度実績は9月分

【利用状況】

障害児通所支援等に関するサービスの利用状況について、児童発達支援は実績が見込値を下回っています。放課後等デイサービスの利用日数、利用人数は年々増加傾向にあり、実績が見込値を上回っています。

居宅訪問型児童発達支援については、令和4年度に市内に事業所が1か所開設されたことにより、今後の利用が見込まれます。障害児相談支援については、新規事業所が開設されたことにより、障害児及びその家族における相談体制の充実が図れています。今後も、関係機関や相談支援事業所等との連携を深め、早期療育・早期支援の体制を整えていきます。

第4章 井原市障害福祉計画（第7期）・井原市障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標の設定

本計画では、国の基本指針に基づき以下の7項目について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

◆成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆成果目標3 地域生活支援の充実

◆成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

◆成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

◆成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

◆成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の入所施設等から地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末における地域生活への移行者数及び施設入所者数の数値目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

①施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末 施設入所者数	目標値		
	井原市		国の目標値
	地域生活移行者数	移行率	移行率
57人	4人	7%	6%以上

【①施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

施設入所者の地域生活への移行においては、移行した後も定着していける支援が求められるため、障害者の状況や利用ニーズを的確に捉えながら、各機関と連携して支援を行います。令和4年度末の施設入所者数57人の6%以上に当たる4人が、グループホームを利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。

②施設入所者数の削減

令和4年度末 施設入所者数	目標値		
	井原市		国の目標値
	令和8年度末 施設入所者数	削減数	削減率
57人	54人	3人 (5.26%)	5%以上

【②施設入所者数の削減に向けた取組】

国の指針では、施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減することを基本としていることから、令和4年度末の施設入所者数57人に対して、令和8年度末時点で5%以上となる3人を削減することを目指します。

成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

国の指針において成果目標として示されている取組は、都道府県の管轄であるため、本市においては、県が設定する成果目標を達成するための活動指標を設定します。

<国の基本指針・県指標>

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ・精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を、令和 2 年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。
- ・精神病床における早期退院率について、3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目名	単位	令和 4 年度 実績	令和 8 年度 目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数／年	7	12
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数／年	44	96
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数／年	1	1
精神障害者の地域移行支援	人／月	1	2
精神障害者の共同生活援助	人／月	13	10
精神障害者の地域定着支援	人／月	0	2
精神障害者の自立生活援助	人／月	0	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	1	1

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

井原市地域自立支援協議会及び精神支援検討会等を協議の場とし、協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定し、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

成果目標 3 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等を整備し、機能の充実を図ります。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

地域生活支援の充実

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
地域生活支援拠点等の設置	無	有
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	-	1回

【①地域生活支援の充実に向けた取組】

本市における地域生活支援拠点等の整備については、地域における複数の機関の機能連携による体制整備（面的な体制整備）を目指すこととし、必要な機能やその内容の充足の程度について、井原市地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

また、基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援等を活用してコーディネーターの配置に努め、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携して、「緊急時の支援が見込めない世帯」の緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等を図ります。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」も安心して生活するため、地域生活支援拠点等が有する各機能の充実・強化に向け、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施します。

【②強度行動障害を有する者の支援体制の充実に向けた取組】

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対して、障害福祉サービス等において適切な支援が行えるよう、障害支援区分認定審査の行動関連項目の集計や療育手帳所持者の状況等から、特に支援を必要とする者の把握に努めます。また基幹相談支援センターや医療機関等とも連携して、支援ニーズの把握を行います。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度中に、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業は令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

項目名	令和3年度実績	令和8年度目標値	国の目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	2人	5人 (2.50倍)	1.28倍
就労移行支援を利用して一般就労した人数	0人	1人 (1.00倍)	1.31倍
就労継続支援A型を利用して一般就労した人数	2人	3人 (1.50倍)	1.29倍
就労継続支援B型を利用して一般就労した人数	0人	1人 (1.00倍)	1.28倍
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	-	50%	50%

【①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に向けた取組】

就労を希望する障害のある人を支援するため、関係機関との連携強化や企業等への障害に関する理解啓発や制度等の周知により、障害者雇用を促進します。一般就労への移行を推進するほか、短時間勤務や福祉的就労を希望する人等の希望を尊重し、自分に合う働き方が選択できるよう支援を継続します。

②一般就労後の定着支援

項目名	令和3年度実績	令和8年度目標値	国の目標値
就労定着支援を利用した人数	2人	3人 (1.50倍)	1.41倍
就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の就労定着支援事業所の割合	－	25%	25%

(※) 就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

【②一般就労後の定着支援に向けた取組】

就労を希望する障害のある人を支援するため、障害者就労生活支援センターやハローワークなどの関係機関との連携を強化し、相談、情報提供、職業訓練や就職後の定着支援など、一貫して行う支援体制の充実に努めます。

また、障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達、障害者施設に通所する障害者の収入向上の取組の推進や、作業訓練又は生活指導を行う障害者施設に通所する一般企業等に雇用されることが困難な在宅の障害者に対して、自立と社会復帰を支援する障害者通所奨励金を給付するなど総合的な支援を行います。

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児及びその家族に対して、障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じた切れ目ない支援を提供できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援体制を構築します。

<国の基本指針>

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
児童発達支援センターの設置	有 (圏域1か所)	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有 (市内1事業所)	有

【①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築に向けた取組】

本市では、井笠圏域に1か所ある福祉型児童発達支援センターが中核的な支援機能を担っており、同施設で保育所等訪問支援を実施しています。さらに、本市にも保育所等訪問支援が1か所設置されています。

幼稚園、保育所等における障害児の受入れを支援するため、引き続きサービスを必要とする児童への情報提供に努め、また関係機関との連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

②重症心身障害児・医療的ケア児への支援

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	有 (圏域2事業所)	有
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有 (市内1事業所)	有
医療的ケア児等の支援について連携を図るための協議の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人

【②重症心身障害児・医療的ケア児への支援の確保に向けた取組】

本市においては、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所確保されていますが、まだまだ関連施設が不足している状況は明らかです。引き続き、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、専門的機能を有した事業所の整備を図ります。事業所の新規開設に当たっては、今後の利用者ニーズ、市内における地域的な配置バランス等を検証しながら、適正な事業所数の確保に努めます。

井原市地域自立支援協議会を協議の場とし、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、対象者や利用者ニーズの把握に努めています。コーディネーターの配置に関しては、その位置づけ及び配置を明確化するとともに、障害児相談支援専門員を中心に配置することを目標とします。

コーディネーターの配置により、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制の充実や総合的・専門的な指導・助言及び人材育成等、地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

①基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実・強化

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
基幹相談支援センターの設置	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30件	30件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	6件	5件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	4回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施回数	0回	4回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	1人

【①基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実・強化に向けた取組】

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制の確保が不可欠です。

本市では、基幹相談支援センターである井原市障害者相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援体制を構築しています。引き続き、地域の相談支援事業所に対する相談、助言、指導等を行い、各種研修を通じた相談支援専門員の育成に努め、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

②協議会を通じた地域サービス基盤の開発・改善

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回	2回
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	1事業者	3事業者
協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会
協議会の専門部会の協議回数	17回	16回

【②協議会を通じた地域サービス基盤の開発・改善に向けた取組】

地域における障害者の支援体制整備を進めるためには、個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、そして支援体制の改善等を行うことが必要です。

障害者等が安心して地域に住むことができるよう、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、福祉・介護、教育又は雇用に関する様々な関係機関等と積極的に情報共有を図り、複数の分野にまたがる課題について検討を行います。

③発達障害者等支援の一層の充実

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
ペアレントトレーニング(※1) やペアレントプログラムの支援プログラムの受講者数	0人	2人
ペアレントメンター(※2) の人数	0人	2人
ピアサポート(※3) の活動への参加人数	0人	2人

(※1) 子どもの持つ困難さを理解し、対処方法を学ぶことでより良い関わり方を実践できるようにすること

(※2) 発達障害の子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる方

(※3) 同じ悩みを持つ人、同じ状況におかれている仲間がお互いに支え合う取組

【③発達障害者等支援の一層の充実に向けた取組】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。保護者等が発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、井原市障害者相談支援センターや圏域の児童発達支援センターと連携し保護者等に対する支援体制の確保を図ります。

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化している中、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行い、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービスの質の確保

項目名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	28人	30人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	1回

【障害福祉サービスの質の確保に向けた取組】

障害福祉サービス等が多様化する中、障害者等が安心して住み慣れた地域で生活するためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員が、都道府県が実施する各種研修に積極的に参加することにより、障害者総合支援法の内容を十分理解し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行います。

また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤等の事例について事業所等と情報共有を図ることで、事業所の適正な運営を確保します。

2 活動指標の設定

成果目標を達成するために、令和6年度から令和8年度までの各年度において、障害者総合支援法における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

また、児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

(1) 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

①訪問系サービス

【訪問系サービスの確保のための方策】

訪問系サービスについては、施設・医療機関から地域生活への移行者や特別支援学校卒業生の増加を勘案し、見込量を算出しました。

なお、重度障害者等包括支援は、重度の障害者に対し、一つの事業所が居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等を利用者の必要に応じて組み合わせ、計画に基づいて包括的に提供するサービスですが、これまで利用実績がなく、また事業者の参入も見込まれていないためサービス量を見込んでいません。

障害特性に応じた対応力の向上などサービスの質の向上、また医療的ケアが必要な方や行動障害のある方への支援に必要な研修については、岡山県等と連携しながら事業所への周知や研修受講の勧奨などを行います。

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護の支給が必要と判断された障害者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な障害者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等において、意思疎通を図ることに著しい困難を伴う重度障害者に対し、居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	50	51	52	60	60	60
	時間/月	550.5	626.0	590.0	600.0	600.0	600.0
重度訪問介護	人/月	0	1	1	3	3	3
	時間/月	0.0	75.0	75.0	225.0	225.0	225.0
同行援護	人/月	4	5	6	8	8	8
	時間/月	23.5	40.5	40.0	80.0	80.0	80.0
行動援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	10.0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度実績は見込値

②日中活動系サービス

【日中活動系サービスの確保のための方策】

日中活動系サービスについては、第6期計画における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移を基に見込量を算出しました。

中でも、生活介護や、訓練や福祉的就労の場を提供する就労移行支援等は、障害者の自立を支援するために欠かせないサービスであるため、引き続きサービス提供に必要な基盤整備を促進し、サービス量の確保に努めます。

就労選択支援は、就労を希望する障害者に就労についての適切な選択を支援するため、令和7年10月以降に新設されるサービスです。就労継続支援B型の利用申請前に利用することが想定されます。特別支援学校の卒業生の推移や、過去3年間の就労継続支援B型の新規利用人数等を基に見込量を算出しました。

短期入所は、障害の重度化や高齢化、また介護者のレスパイトサービスとして高いニーズがあることから、今後も受入れ体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、受入れ先の確保に向けた働きかけを行っていきます。

サービスの種別	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要である障害者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害者・難病患者等を対象に、地域生活を営むために必要な身体機能の維持・回復等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。
就労選択支援【新設】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月施行予定）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に雇用された障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や関係機関等との連絡調整を行い、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要する人に対し、主として昼間において、医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が病気等の理由により障害者を介護することができない場合に、障害者施設支援等に短期間の入所をさせ、夜間も含め入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な支援を行います。

【日中活動系サービスの実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	112	103	111	115	120	120
	人日/月	2,321	2,227	2,163	2,530	2,640	2,640
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	2	3	3	5	5	5
	人日/月	45	70	85	110	110	110
うち精神	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	22	23	22	22	22	22
就労選択支援	人/月	－	－	－	－	5	5
	人日/月	－	－	－	－	110	110
就労移行支援	人/月	3	5	4	6	6	6
	人日/月	55	89	69	132	132	132
就労継続支援 （A型）	人/月	38	40	41	45	45	45
	人日/月	845	877	886	990	990	990
就労継続支援 （B型）	人/月	88	89	95	100	100	100
	人日/月	1,791	1,809	1,850	2,200	2,200	2,200
就労定着支援	人/月	1	1	1	2	2	2
療養介護	人/月	9	9	9	9	9	9
短期入所 （医療型）	人/月	0	1	2	2	2	2
	人日/月	0	1	6	10	10	10
短期入所 （福祉型）	人/月	6	6	8	15	15	15
	人日/月	21	60	52	90	90	90

※令和5年度実績は見込値

③居住系サービス

【居住系サービスの確保のための方策】

共同生活援助については、第6期計画における利用者数の推移を基に見込量を算出しました。今後も、自立を目指す人の増加や施設入所者の地域生活への移行、親亡き後や介護者の高齢化等に伴い居住の場を確保する必要性は高く、障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、事業者に対する整備支援を継続していきます。

なかでも、肢体不自由者や精神障害のある人の高いニーズがあることから、今後も受入れ体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。

施設入所支援は、利用者の状況等を踏まえ、地域生活への移行を進めつつ目標に向け減少を目指します。

サービスの種別	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時通報を受けて、訪問、電話、メール等により適切な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障がない障害者に、主として夜間において、共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【居住系サービスの実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	68	69	71	72	74	76
うち精神	人/月	8	6	10	10	10	10
施設入所支援	人/月	60	57	58	54	54	54

※令和5年度実績は見込値

④相談支援

【相談支援の確保のための方策】

計画相談支援の利用の推進としては、市ホームページや福祉のしおり、井原市障害者相談支援センター等を通じて周知・啓発に努めていきます。

また、専門性が高い困難案件や緊急を要する案件等については、基幹相談支援センターが計画相談支援事業所と連携して対応することにより、個々の事業所の負担軽減・早急なサービス等利用計画の作成を図り、計画相談支援体制の充実を図ります。

計画相談支援事業所が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービス等が提供できるよう、井笠地域相談支援連絡会と連携を図りながら、相談支援事業所の整備に取り組みます。

地域移行支援及び地域定着支援については、今後の地域移行への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者により、障害者の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案したサービス等利用計画を作成し、サービスの支給決定や利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等している精神障害者が、地域生活に移行するための住居の確保や、その他の活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設や精神科病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な障害者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急の事態等に相談や訪問の緊急対応等を行います。

【相談支援サービスの実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	86	73	70	80	80	80
地域移行支援	人/月	0	0	0	2	2	2
うち精神	人/月	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2
うち精神	人/月	0	0	0	2	2	2

※令和5年度実績は見込値

(2) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

① 必須事業

サービスの種別	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向けて、障害者やその家族、地域等からなる団体が、地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	<p>○障害者相談支援事業 障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用にあたって必要な援助等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のために関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援の強化のため、専門的職員を配置します。</p> <p>○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者・精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に対し、必要となる経費を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を円滑に行い、障害者の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等が自立した日常生活を送るために、必要な日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進若しくは市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行い、地域で自立した生活や社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化し、障害者及びその家族の地域生活及び社会参加を支援します。

①必須事業

【必須事業の実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 （手話出前講座）	件／年	5	6	8	10	10	10
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援 事業	人／年	2	2	1	2	2	2
成年後見制度法人後見 支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	有
手話通訳者派遣事業	人／年	21	20	20	20	20	20
	件／年	456	405	330	360	360	360
要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1	1	1	1
	件／年	15	12	15	10	10	10
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件／年	2	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件／年	3	3	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年	9	4	4	5	5	5
情報・意思疎通支援 用具	件／年	6	5	4	5	5	5
排泄管理支援用具	件／年	1,309	1,220	1,200	1,300	1,300	1,300
住宅改修費	件／年	1	2	1	1	1	1

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 （基礎講座）	修了人／年	3	7	9	10	10	10
	登録人／年	3	7	9	10	10	10
移動支援事業	人／月	23	26	24	30	30	30
	時間／年	781	917	1,300	1,200	1,200	1,200
地域活動支援センター 事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人／月	56	55	52	55	55	55

※令和5年度実績は見込値

②任意事業

サービスの種別	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	寝たきり等により自宅での入浴が困難で、施設にも通所して入浴できない重度の身体障害者に入浴車により自宅を訪問して入浴サービスを提供して清潔保持を図ります。
入浴サービス事業	寝たきり等により入浴が著しく困難な重度の身体障害者に、施設までの送迎と入浴サービスを提供して清潔保持を図ります。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。
レクリエーション活動等支援事業	スポーツやレクリエーション活動に誰もが気軽に参加しやすい環境整備を行うとともに、障害者の健康増進と市民の交流促進を図ります。
芸術文化活動振興事業	障害者の芸術文化活動を通じた余暇の充実を図るとともに、芸術文化活動の機会を提供することで、障害者等の社会参加の促進や地域における障害への理解や認識を深める機会につなげます。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障害者等に対して、市の広報誌を点訳・音訳して提供します。
奉仕員養成研修事業 （要約筆記）	手話習得が困難な中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記を行う奉仕員の養成を行います。
自動車操作訓練費及び 自動車改造費助成事業	自動車運転免許取得に要する経費や自動車の操作装置、駆動装置改造に要する経費の一部を助成します。
福祉車両購入費助成事業	福祉車両の購入や改造に要する経費の一部を助成します。

②任意事業

【任意事業の実績と見込量】

サービス種別	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援事業							
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	4	4	4	4	4	4
	回/年	211	241	210	200	200	200
入浴サービス事業	か所	1	1	0	1	1	1
	人/年	1	1	0	1	1	1
	回/年	55	26	0	50	50	50
日中一時支援事業	か所	10	11	11	10	10	10
	人/年	19	21	23	20	20	20
	回/年	531	393	1,000	800	800	800
社会生活支援事業							
レクリエーション活動等支援事業	回/年	0	0	1	1	1	1
	人/年	0	0	170	200	200	200
芸術文化活動振興事業	回/年	1	1	1	1	1	1
	人/年	98	111	138	120	120	120
点字・声の広報等発行事業	声 人/年	13	9	9	10	10	10
	点字人/年	3	0	0	0	0	0
奉仕員養成研修事業（要約筆記）	修了人/年	2	0	1	2	2	2
	登録人/年	2	0	1	2	2	2
自動車操作訓練費 自動車改造費助成事業	操作人/年	0	0	0	1	1	1
	改造人/年	2	1	0	2	2	2
福祉車両購入費助成事業	人/年	1	3	2	2	2	2

※令和5年度実績は見込値

(3) 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

【障害児通所支援等の確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用人数及び利用日数は、増加傾向にあります。事業所数も増加しており、今後さらなる需要が見込まれます。障害児通所支援事業所や井原市地域自立支援協議会のこども部会等と連携をとりながら、必要なサービスが適切に提供できるよう支援の充実を図ります。

保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の指定事業所が少ないためサービス利用が限られていますが、利用者や事業者、教育・保育等の関係機関の声を聴きながら、活用を図っていきます。

障害児相談支援の利用者数は、増加傾向にあります。今後も、障害児相談支援の必要量も増加することが見込まれるため、井笠地域相談支援連絡会等を通じ障害児相談支援事業所と連携を図り、提供体制の充実に取り組みます。

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援	乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援が必要と認められた児童に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【障害児通所支援等サービスの実績と見込量】

サービス種別	単位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	69	56	55	50	50	50
	日数/月	330	292	282	300	300	300
放課後等 デイサービス	人/月	138	144	208	180	180	180
	日数/月	877	1,039	1,038	1,080	1,080	1,080
保育所等 訪問支援	人/月	3	4	6	10	10	10
	日数/月	7	8	13	20	20	20
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	1	2	2	2
	日数/月	0	0	2	10	10	10
障害児相談支援	人/月	33	35	37	40	40	40

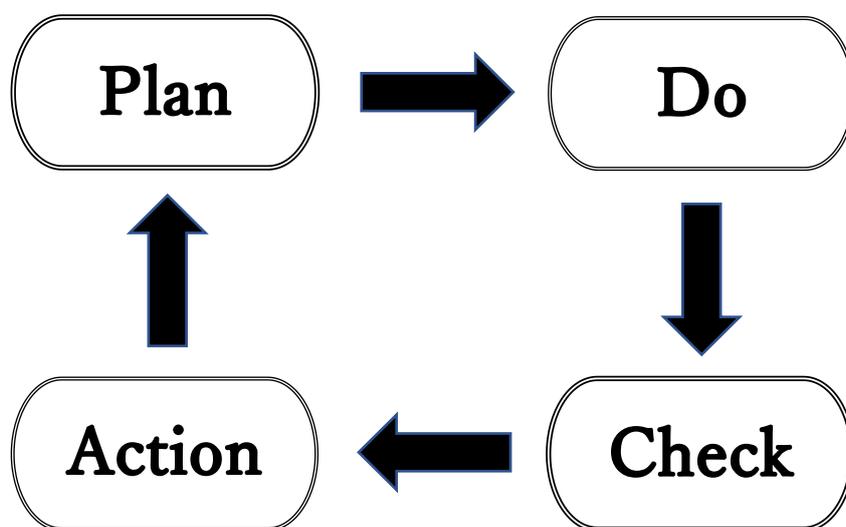
※令和5年度実績は見込値

3 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握・分析し、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

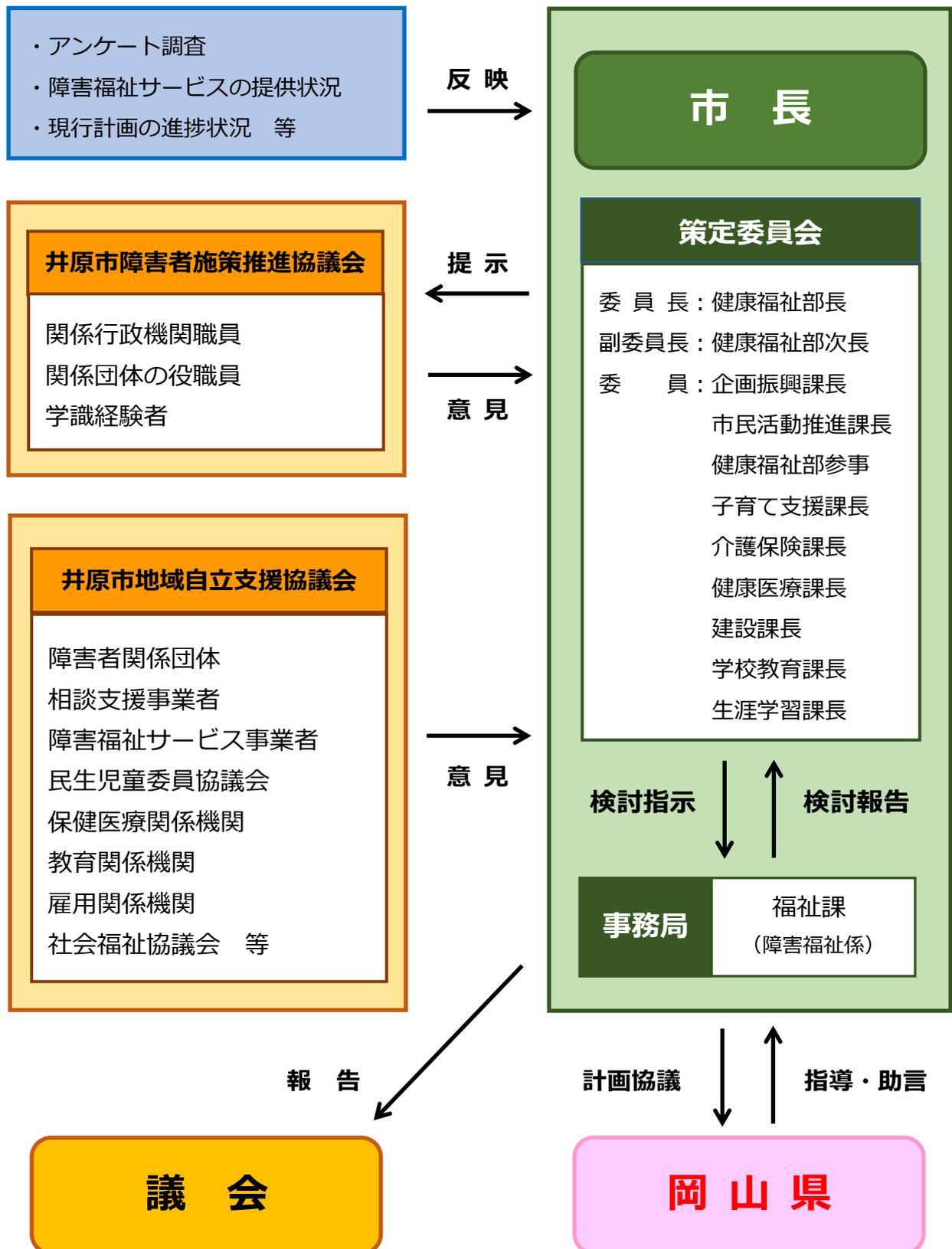
本市においても、国の基本指針に沿って、成果目標及び活動指標についての評価を井原市障害者施策推進協議会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行ってまいります。

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき、活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善（Action）	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す



資料編

井原市障害福祉計画（第7期）・井原市障害児福祉計画（第3期）策定の推進体制



井原市障害者施策推進協議会条例

昭和55年12月17日
条例第44号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき井原市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者計画に関し、障害者基本法第11条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者の施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験のある者

2 前項第1号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、補欠により就任した委員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

井原市障害者施策推進協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
関係行政機関	岡山県倉敷児童相談所 所長	薬師寺 真	
関係団体	岡山県身体障害者福祉連合会 井原支部 支部長	久田 剛	
	いばら育成会 会長	西田 恵子	
	特定非営利活動法人太陽の会 理事長	惣台 己吉	
	井原市手をつなぐ親たちの会 会長 社会福祉法人こだま園 理事長	落合 清三	会長
	特定非営利活動法人井原はばたき会 理事長	中島 知子	
	井原商工会議所 専務理事	佐藤 須賀則	
	岡山県聴覚障害者福祉協会井原支部	小川 久美子	
	就労継続支援A型事業所 継之助 管理者	小寺 都路	
学識経験者	井原医師会 会長	小田 健司	
	井原市民生児童委員協議会 会長	笠原 正広 ～令和4年11月	副会長
		亀山 良子 令和4年12月～	副会長
	井原小学校 校長 (井原市特別支援学級設置学校協議会会長)	三宅 淳	

任期：令和4年7月15日～令和6年7月14日

井原市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく井原市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく井原市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定にあたり、障害者及び障害児に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、井原市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関すること。
- (3) 自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長を、副委員長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会で別に定める。

別表（第3条関係）

企画振興課長、市民活動推進課長、健康福祉部参事、子育て支援課長、介護保険課長、健康医療課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長
--

(諮問)

令和5年7月10日

井原市障害者施策推進協議会

会長 落 合 清 三 殿

井原市長 大 舌 勲

井原市障害福祉計画・井原市障害児福祉計画の策定について（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20条第1項の規定により、第7期井原市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するにあたり、井原市障害者施策推進協議会条例第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

(答申)

令和6年2月16日

井原市長 大 舌 勲 殿

井原市障害者施策推進協議会
会 長 落 合 清 三

井原市障害福祉計画・井原市障害児福祉計画の策定について（答申）

令和5年7月10日付けで諮問のあったことについて、井原市障害者福祉計画を踏まえ、井原市障害福祉計画（第7期）及び井原市障害児福祉計画（第3期）について、次の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画の実施について、市民や広く関係機関と連携を図りながら、定期的な計画の進捗状況の把握に努め、障害福祉サービス等の充実に努められたい。
- 2 障害者やその家族等の不安を解消するため、相談支援体制及び権利擁護の充実に努められたい。
- 3 法律や制度改正など社会情勢の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しをされたい。

井原市障害福祉計画 (第7期)
井原市障害児福祉計画 (第3期)

- 発行年月/令和6年3月
 - 発行/井原市
 - 編集/井原市健康福祉部福祉課
〒715-8601 井原市井原町 311 番地 1
TEL 0866-62-9518
FAX 0866-62-9310
-